



水産庁長官に申し入れる交渉参加者 = 11月21日



厚生労働省と交渉 = 11月22日



原油高騰対策の政府対策で総務省と交渉 = 12月26日

2007

関わる政府交渉の記録

11月21日、22日、12月26日（原油高騰問題）

二〇〇八年度予算編成及び行政執行に

参加者

国会議員団北海道事務所 宮内聡国会議員団北海道事務所長、岡千陽小選挙区2区候補

畠山和也党道政策委員長、

小選挙区候補 荻生和敏(6区)、佐藤昭子(9区)、渡辺ゆかり(11区)各候補

道議(候補) 花岡ユリ子、真下紀子、金倉昌俊(東区)

札幌市議(候補) 村上仁市議、太田秀子(東区)

事務局 三上道議団事務局長、国会議員団北海道事務所・千田(携帯 090-9158-0792)

連絡先

国会 紙室 東京千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 303号 03(3508)8303

国会大門室 東京千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 414号 03(5512)2414

衆参両議員、各省庁等の連絡先

農水省 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1 電話 03-3502-8111

内閣府 東京都千代田区永田町 1-6-1 電話(代表) 03-5253-2111

経産省 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1 電話 03-3501-1511

厚労省 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎5号館 電話 03-5253-1111

環境省 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎5号館 電話 03-3581-3351

国交省 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 中央合同庁舎2号館 電話 03-5253-8111

総務省 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎2号館 電話 03-5253-5111

文科省 東京都千代田区丸の内2 電話 03(5253)4111

防衛省 東京都新宿区市谷本村町 5-1 電話:03-5366-3111

〔交渉省庁〕 (15日現在)	21日	農水省・水産庁	13:00~13:40(40分)	
		経済産業省	13:55~14:25(30分)	
	財務省	14:40~15:00(20分)		
	警察庁	15:10~15:30(20分)		
	国土交通省	15:45~16:25(40分)		
	総務省	16:30~17:00(30分)		
	22日	防衛省	9:15~9:45(30分)	
		環境省	9:15~9:45(30分)	
			防衛省には、宮内、岡、渡辺、佐藤の各候補と花岡道議 残りのメンバーは環境省	
			厚生労働省	10:10~11:10(60分)
		文部科学省	11:40~12:00(20分)	
			終了	

農林水産省

要求項目	回 答
<p>(本庁) 1、品目横断的経営安定対策の緑ゲタ交付金は実態と乖離していることから、増額すること。市場価格と生産者価格との乖離をなくすため、黄ゲタ交付金の単価を引き上げ、品質格差を緩和すること</p>	<p>1、緑ゲタは毎年一定。単価は豊作不作の影響を受けない共済単収を基礎としている。道や九州北部と品種改良などで反収高くなった。価格など向上努力が反映していないので自民党が現在議論している。見守って検討したい。</p>
<p>2、コメの価格政策について (1)「完全精米」の規格の扱いで「異物にカウントとする」1.7ミリ以下のものを主食用として販売させないよう規制をおこなうこと(荻生：1.7ミリ以下の主食米への不正な流通を取り締まった実績はあるのか。篩下の取り締りをすれば稲作農家の所得は少しでも改善される。JAS法違反でないのはわかったが、原料米表示をすることことで改善される。) (2)コメの不足払い制度を創設すること(荻生：12年前に稲作農家の所得は時給1000円あったが、いまは256円。コスト削減というが大規模農家ほど打撃を受けている。不足払い制度のなかでも品質のよいものは作ることは両立できる。体質強化のためにこそ不足払い制度が必要だ) (3)休耕田・耕作放棄地などを活用した飼料米・飼料用稲の生産を奨励・支援すること (4)水田転作に対して交付されている奨励金の「産地づくり交付金」については一時所得扱いを継続すること</p>	<p>2 (1)コメは、ふるいにかげられる。ふるいの下についても再調整しピール用など加工用に流通される。緊急対策では、全農がふるい下米や非主食用の米の集荷・販売体制で確立してもらうことになっている。(混入されている。DNAを調査し不適正な業者は公表している。1.7以下は食用にむかない。一般的に出回らないが、全部除去できないし、精米過程で割れることがある。篩下も利用価値がある。表示についての監視は限られた人数でやっている) (2)生産調整すすめる。コメ下落について、品目横断のならし対策で担い手に、下落部分の補てんがされている。不足払いは、規模拡大、経営努力のインセンティブなくなる。体質強化ができない(米価が下がっているのは認識している。生産調整で売れるコメ作りを奨励する。大規模ほど影響があるのは認識しているので下落の影響を緩和したい) (3)飼料米は、トウモロコシとのコスト差が5倍。軽減が必要、低コスト栽培技術、高付加価値化を推進する。サイレージだが栄養価の高いものの保管に予算措置をしたい (4)平成19年度から品目横断で準備金制度に移行した。一時金のように全部税金を払わなくてもいいというのは、国会決議にもあるが見直しの決議がされている</p>
<p>3、経営赤字の畜産農家に貸し付ける負債整理資金の金利負担について、当面無利子とすること</p>	<p>3、畜産特別資金として、活性化資金の活用を。平成19年度までなので平成20年度以降の対策はみなさんの声をきいてすすめたい</p>
<p>4、道内に壊滅的な打撃を与える日豪EPA交渉は、中止すること</p>	<p>4、12月の国会決議にそくして守るべきは守りたい</p>
<p>(林野庁関連) 1、大規模林道の工事継続は押し付けないこと(真下道議：道は1年間は見直しをしないという。官製談合により見直さざるを得なくなったものを、見直し作業の課題のみを押し付けるのは無責任ではないのか)</p>	<p>1、緑資源機構の事件による見直すが受益者に配慮する。公共団体の判断で、規格、構造、対象区域などを決めていただき効率的、効果的な推進することができる。(山のみち交付金は来年度60億円。いままで110億円の半分。地</p>

	方から見直しの声があった。国が評価したら継続ということになり、それでは自治体の評価をしばらくことになるので自治体に判断をしてもらいたい)
2、政府は「緑のオーナー制度」の失敗の責任をとり、損失については国が補てんをおこなうこと	2、木材需要全体の9割で元本われ。昭和59年の制度創設時点までさかのぼって検討したが、費用負担額を見直すことはない。契約延長の運用改善でおこなう考えでいる。
(水産庁関連) 1、漁業版「経営安定対策」や燃油対策について (1)新しい経営安定対策は対象要件の一つである所得水準の下限を引き下げるなど、地域の実情に即して、より多くの漁業者、漁民を対象とすること(宮内：すべての漁業者を対象にしてほしい)	1 (1)【水産庁長官答弁】共済を超えて所得低下の影響が出た漁民への上乗せ。より担い手を増やしたい、できるだけ多くカバーしたい。北海道はもう少し低めにしたい。所得は過去三年のうち1つでも基準を上回れば対象とするようにしたい。もう一がんばりすればという人もいる。浜の声を聞いてできることをやりたい。燃油高騰にたいしては、水産庁だけでも(漁民の)メリットになるようなことをしたい。 【農水省漁業保険管理官付補佐】地域実態反映した事業になるように財務省と折衝中。(全国で対象となるのは2割程度と考えている。268万円は都道府県別の平均所得水準なので事情を反映している。加入申請期間5年間のうちに所得をひきあげてほしい。過去3年間のうち1年でも要件をみたしていればクリアされる)
(2)前浜の資源確保に大きな影響を及ぼす底引き漁業を規制するために、沿岸漁民と大型トロール業者の調整にあたっては、国が積極的に関与し、底引き漁業の実効ある規制をおこなうこと	(2)資源管理計画について、調整・話し合いは、国も関与して促進したい
(3)現行制度のもとで、漁業者が支払う揮発油税(ガソリン税)は、A重油、軽油引取税のように軽減および免税措置をおこなうこと	(3)厳しい状況は船外機だと思うが、いわゆる技術的に漁船用と自家用車の区別は難しい。平成19年に7億2300万円で4サイクルの整備をすすめてほしい
2、トドによる定置網、刺し網などの漁具被害、出漁抑制などにたいし、直接、間接的な補償をおこなうこと(花岡：トドは保護動物ということで対策は前進していない)	2、漁獲共済で生産額に補てん、トドは損失補てん対象、定置網は漁業施設共済の対象となっている。

経済産業省

要求項目	回答
1、泊原発問題について (1)旧耐震基準で建設中の泊3号機は建設を中止し、耐震性の強化をはかること。また、1、2号機についてもすみやかに耐	(1)中越沖地震をうけて、「概略影響検討結果報告書」をもとめて、提出されたところ

震補強をおこなうこと	
(2) 北電は中越沖地震をふまえての「概略影響検討結果報告書」を提出したが、調査データは、命と安全にかかわるものであり、専門家などによる分析のため広く公開すること。	(2) 検討会などへの資料として提出されている。
(3) 泊原発は、津波による引き波の際に、冷却水の取水口以下まで水位が下がり、冷却水の取り入れができない危険があるので改善を急がせること(宮内:北電泊発電所の中央制御室でも、刈羽原発と同じように蛍光灯の落下が起こりうる。その混乱のなかで手動操作ができると済ますのは、安全神話にしがみついているとしかいいようがない。水の取入れ口を来年3月を待たずに下げる手だてをとらせるべきだ)	(3) 運転要領で影響がない。新耐震チェックで3月末まで報告書だすので確認したい。一時的に取水できない場合は、非常用の冷却施設を手動で操作し影響がないようにすると聞いている
(4) 海底の活断層が原因で被害を発生させた中越沖地震の教訓から、海底活断層の調査を強化すること。	(4) 海底の活断層の調査はしたい
2、燃油高騰について	
(1) 高利益をあげている元売り各社にたいし、社会的な責任として、ユーザー・消費者への利益還元をおこない、灯油など石油製品の安定と引き下げをおこなうこと	(1) 量的に供給余力はある。1円転嫁できないと、年2億万kl(石油製品供給量)として2000億円の負担。これは私企業の概念を超えたことを強いることになる
(2) 生活必需品である灯油やガソリンの離島輸送については、島民の負担軽減をはかるため、公的な支援をおこなうこと。または、元売り各社による輸送費負担などの措置を緊急に実施させること	(2) 離島には何で運ぶかによるが、安定供給に努力するが、輸送費支援は難しい。元売りの判断で契約の中でおこなわれること
3、経済産業省が認定を予定している近代産業遺産群については、保存について予算措置をおこなうこと(花岡:私たちが求めているのは緊急措置だ。離島振興の前提が崩れる)(宮内:政府は安定供給というが、国民が高くて買えないのに、どうして安定といえるのか)(岡:安定供給といっても被害がでている。冷たい回答だ)	3、11月末に認定し公表する予定。来年度事業として、関係者が有効に活用できるものとして、自ら保存するための資金を捻出できるような事業を、モデル事業としてできないか検討している

財務省

要求項目	回 答
1、札幌市の戦争遺跡について (1) 札幌市より近代史跡(軍事関係)として詳細調査の実施を求める要請が文化庁長官に提出されていることから、旧日本陸軍北部軍司令部防空指揮所の取り壊し計画はいったん中止し、詳細調査を実施すること(宮内:公務員宿舎を建設す	(1) 高さ規定があるので、建物を壊さないと宿舎を建てられない。これまでも道や市に再三にわたって取得の打診をしてきた。札幌市からの詳細調査の検討を求める要望がきているのは知っているが、文化庁の候補からは外れた。市が記録保存の調査をおこなうと聞いている。(当面取り壊

<p>るために貴重な史跡を取り壊すことになる。政府そのものが当面、取り壊さないと判断すれば、今後、民間が買い取るという可能性に道が開かれ、実際に買い取ることも検討したいといった話もでている。すぐ、取り壊すことは避けるべきだ。面積は31分の1なのに、なぜこの秋に壊そうとするのか)</p>	<p>さないとなると、維持管理費がかかり、安全上も問題がある。平成20年に工事を着手するには4月までに更地にする必要がある。スケジュールははずせない)</p>
<p>(2) 旧日本陸軍北部軍司令部防空指揮所(札幌市豊平区)は、「北の大本営」とよばれる貴重な戦争遺跡であり全保存すること</p>	<p>(2) (1)の回答と兼ねる</p>
<p>2、離島の燃油価格を本島並に抑えるため、現制度の元では、離島における揮発油税を軽減すること</p>	<p>2、現在のガソリン価格には、消費について求める消費税がかかり、揮発油税は、全国的に精製場から移送される時に課税されるものであり、離島のみ軽減はできない。</p>

警察庁

要求項目	回 答
<p>1、北海道では、台湾や中国などからの冬期間の観光客が増えていることから、外国人への冬期の交通事故防止対策を拡充すること。外国語による道路標識や、外国人観光客にたいする、事故を発生させた時の通報や救急処置のあり方の周知などについて課題となっているため。(花岡道議：台湾は冬がない。真下：道民が事故に巻き込まれるおそれがある。通訳も少ないと聞いているが)</p>	<p>1、外国人運転免許登録に台湾が追加され、国土交通省と連携して、外国人向けのリーフやDVDをつくって飛行機内で広報や啓発に努めている。道警もレンタカー利用者のために20年2月に冬期運転の実地体験させたい。</p>
<p>2、北海道においては訪問介護事業や訪問看護などには車両使用が欠かせないことから、「警察署長による駐車許可」の事務手続きについては、簡素化を図ること。道路交通法施行規則の一部改正にともなう、訪問介護事業車両にたいする駐車許可制度は、地域の実情に応じて対応すること。(花岡:介護事業者から、100名先についてお年寄りを連れてくる間にキップを切られ困惑している。実体にあっていない改善が必要だ)</p>	<p>2、昨年6月の駐車規制強化以降、今年2月局長名で駐車許可制度の見直しを通知し、運用は各本部で決めている。署長が日時、場所で許可をだすが、審査は早くする合理化すすめているし、同じ場所なら包括的な許可も可能としている。道警は許可の対象として扱ってきたらしいが、許可対象として検討していくことに変わりはないと聞いている。(合理化、迅速化に務めるが、第三者からみて、許可の基準について合理的な説明ができなければいけないので、個別にみる必要がある)</p>

国土交通省

要求項目	回 答
<p>1、UR(旧公団)住宅の売却・削減について (1)「規制改革推進のための3ヶ年計</p>	<p>(1)前提として「(居住者に)配慮したうえで」</p>

<p>画」による都市再生機構住宅事業の売却・削減計画を撤回し、居住の安定を保障するように、都市再生機構を指導すること（金倉：決まったら公表するのでは不安はきえない。住民は団地はコミュニティーという意識で、自主保育、ふれあい喫茶、樹木観察会など多彩な催しをおこなっている）</p>	<p>としている。もうとう、追い出すことは考えていない。老朽化、将来人口を考えて建て替える。再編はやむを得ない。年末に向け暖地再編を検討している。家賃については抑制を検討している。（77万戸の削減目標あるが、居住者の追い出しはしないと大臣もいっているので安心してください。今住んでいる団地がどうなるか不安があるが、機構には団地の人の話を聞くように指導している）</p>
<p>（2）市場家賃をもとにした家賃値上げをやめ、住み続けられる家賃体系にあらためること</p>	<p>（2）市場家賃となっている。激変緩和をする算定方法、特別減額措置がある。</p>
<p>（3）転居に伴う経費増や人間関係で大きな変化を招く住宅の追い出しはやめさせること。売却・削減対象となっている団地は、高齢者や年金生活者など低所得層が多く住み、多くの居住者が終の住みかとして平穩に暮らしたいと願っていることに配慮すること</p>	<p>（3）団地の再編では居住の安定の確保を大前提とする。</p>
<p>（4）青年や若年ファミリー向け住宅の供給とあわせて、中層住宅（4、5階建て）にもエレベータを設置するなどバリアフリー化を進め、高齢化社会に対応できるように改善すること</p>	<p>（4）エレベーターには多額の費用がかかり、困難と聞いている。規模が大きなファミリー向けのものを供給している。</p>
<p>2、市営住宅の家賃値上げに直結する公営住宅法施行令の改定はおこなわないこと。北海道と札幌市の完全失業率は全国平均を上回る深刻な状況が続いており、毎年、家賃減免を受ける住民が増えている（太田：いま居住者は、どう冬を乗り越えていくかとすごく不安。家賃が高くなるといくところがない。村上市議：公平性みたなら値上げはしねいでほしい）</p>	<p>2、パブリックコメントをうけて検討中。家賃上昇には激変緩和措置で対応したい（上昇分について激変緩和をする。1年延期をしている）</p>
<p>3、夕張市における集落減少と公営住宅の老朽空戸対策について （1）夕張市の公営住宅における老朽空戸の整備や撤去については、国が財政支援をおこなうこと</p>	<p>3、 （1）改修や公営住宅ストック総合改善事業で、小規模修繕をおこなえる。撤去は、地域住宅交付金の提案事業により助成することが可能</p>
<p>（2）道が「地域再生チャレンジ交付金」で交付対象とした夕張市の「地域支えあいプロジェクト」を、夕張再生に生かすため、同プロジェクトによる事業にたいして財政支援をおこなうこと。</p>	<p>（2）除雪は今春、補助の態勢ができた。市町村が計画する。そのための計画マニュアルを作成している。地域ニーズにあった対応ができるようにする。</p>
<p>4、タンチョウやオジロワシへの環境被害が懸念されている標津川の蛇行復元計画については、いまだに明らかになっていないことから、早急に計画の全容を明らかにし、住民への説明をおこなうこと（真下道議：直線化で新たな生態系が出</p>	<p>4、11月15日に説明会、22日に公聴会を開く。川幅の断面を確保する。河川空間を確保して希少生物を保全する。魚類の生育環境を確保する。（すべてを蛇行化させるわけではない。一部にとどまる。実施まで何年かある。標津川は現在のままでは戦後最大の洪水を安全に流すことができな</p>

<p>来上がっている。一度壊されたら生態系はもどらない。考え直すべきだ。少なくとも時間をかけて議論すべき)</p>	<p>い。一部河川を蛇行化する。これは堤防(整備)と河川改修の間があく部分を保全再生しようというもの。地域や学識経験者と話して、安全な流下の範囲で、自然は極力保全する。旧川河道の蛇行形状の保全をめざす。H15.5学識経験者、地域からの地域懇談会開催。技術検討委員会での成果で整備計画をすすめている。オジロワシ、アオサギコロニーがあることをふまえて策定をした。計画原案は公告縦覧し、意見を集めた。事業実施にむけ影響調査する。専門家の助言ふまえモニタリングをおこなう。</p>
<p>5、「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」の設立趣旨や委員選出については、政府は説明責任を果たし、委員選出の基準を明らかにすること。また、北海道開発局は、サンルダムの建設を前提とした「天塩川水系河川整備計画」を策定したが、サクラマスなどの漁業資源や自然環境の破壊につながることから、工事を着工しないこと(荻生：策定している段階で、必要性そのものの問いかけに開発局は答えていない。名寄市は財政難なのに、水需要上水道で3億7000万円の負担増となる。根本的に見直しが必要だ)</p>	<p>5、調査や川作り、モニタリング専門の方が、選定の考え方。会議の資料はホームページで公開している。専門家会議は14日に準備会をもった。委員には魚類専門家もいる。先月出された河川整備計画の柱にある専門分野からのモニタリングのための知見を得るためのもの。開発局から委員を依頼した。設立趣旨は局から説明し、HPで公開する。天塩川での魚類移動の確保は明記されており、サンルダムの影響を極力おさえる。</p>
<p>6、アイヌ民族問題とイオル事業について (1)「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨をふまえ、政府として、アイヌを先住民族として認知すること。政府は早急に「審議機関」を設置し、アイヌ民族が先住民族であることをふまえ、明治政府以来とってきた強制同化政策の誤りを認めて、新たな政策について検討すること</p>	<p>(1)アイヌの声が尊重されるとりくみをしたい</p>
<p>(2)「イオル」再生構想は白老町に続いて旭川市、釧路市、帯広市、平取町、静内町、札幌市でも実施できるように財政確保をおこなうこと</p>	<p>(3)(2)アイヌ文化振興法(H9年)、H18年から白老町で選考実施され、アイヌの人々の意向をふまえることが大前提。財団、道、文化庁でイオルのネットワークのあり方を検討している。20年度予算に平取での事業化を要求している。</p>

総務省

要求項目	回答
<p>1、郵政民営化について (1)郵政事業のサービスについては、「サービスは維持する」(政府・生田総</p>	<p>(1)ネットワークを維持するとの付帯決議がある。</p>

<p>裁)との約束どおり、民営化前の水準を維持すること(荻生:)</p>	
<p>(2)各新会社は、今後も国民の財産を預かる公的な機関として、利用者・国民の意見や要望を受け付ける窓口を整備すること</p>	<p>(2)公社時代から、国民の声をすみやかに届ける体制ととのえていると聞いている。</p>
<p>2、札幌市は、法人市民税の増収が見込めないので、追加交付など必要額の確保をおこなうこと札幌市の2007年度の交付税決定額は、予算比38億円のマイナスである。</p>	<p>2、臨時財政対策債の発行が認められている</p>
<p>3、札幌市の除排雪経費の国庫補助と交付税措置はきわめて少なく、大幅な財源措置の拡充をおこなうこと。札幌市の除排雪経費は2006年度125億円にものぼっているため</p>	<p>3、降雪量、道路の幅で交付額は異なる。都市部には割増している。</p>
<p>4、高金利の企業債の借換措置と繰り上げ償還の拡充をおこなうこと。 地下鉄事業や水道事業、下水道事業は高金利時代の企業債の償還で経営が圧迫されている。公営企業金融公庫の借換措置は、一定の拡充がおこなわれているが、地下鉄でいえば借り替え対象額の3割程度しか認められていないので大幅な拡充をはかること。また、補償金なしの繰り上げ償還を実施すること</p>	<p>4、金融公庫資金、長期低利融資制度、対象の範囲は、実情をきき運用を考えたい。</p>
<p>5、「公立病院改革ガイドライン」(素案)で指摘する「医師不足」は国が招いたものであり、自治体病院の経営危機は、診療報酬抑制政策、医療保険制度改悪など国の医療政策が背景にあるため、自治体病院に関わる交付税削減はおこなわないこと</p>	<p>5、ガイドライン案は有識者懇談会が出したものの。公共団体の意見をきいている。年内にガイドラインをつくりH20年度中に改革プランをつくりたい。</p>

環境省

要求項目	回 答
1、特定外来生物である外来種のセイヨウオオマルハナバチ対策について、地方公共団体や地域のボランティア・民間団体がおこなう防除などにたいし、国が支援すること。国立公園内での目撃が確認されていることから、効果的、効率的な駆除及び効果のある発生源対策を普及すること。また、在来種の代替について研究をいそぐこと（真下：人海戦術では間に合わない。積極的な支援が必要。捕獲は一挙にやる必要がある）	1、H19年4月に道との共催で、市町村やNPOに説明会をおこない、特定外来生物に指定した法律や手続きについて徹底し、啓発している。道庁調も各支庁に説明会、研修会をし、支庁も説明会を開いている。市民レベルの駆除がもっとも効果的である。栽培農家について、ハウスの上部にネットをはり外にでるのを防止している。農協やハチ取り扱い業者に防止への徹底したい。代替となる日本のマルハナバチの研究は現在すすめている（捕虫網つかった捕獲、道庁で進められている。それに協力したい）
2、ゴミ発生抑制について （1）製品の生産から流通、廃棄の段階まで生産者が責任を負う「拡大生産者責任」の徹底をはかること（村上市議：札幌市は一般家庭ゴミの有料化を計画している、有料化せずに抑制、減量化することはできる。いまリサイクルしようとすればするほど費用がかかり、有料化の方向に進んでいくことになりかねない。家電リサイクルをとってみても、価格に処分費用を含めるように法律を見直すべきだ）	2、 （1）循環基本法のなかに有効な考え方として「拡大生産者責任」というのがある。リサイクルに積極的な市町村ほど大きな財政負担が強いられることから、拡大生産者責任を徹底し、市町村の役割までも事業者負担させるべきとの議論が根強い。自治体は選別と保管に3000億円をかけているが、事業者から市町村に資金を拠出できる仕組みが08年4月から始まる。一昨日市町村向けに説明した。09年9月末に支払われる
（2）容器包装廃棄物のリサイクルにあたっては、再商品化費用だけでなく、分別収集と選別および保管費用も事業者（主に製造者）の負担でおこなうこと	（2）（1）の回答と兼ねる

防衛省

要求項目	回 答
1、米海兵隊の矢臼別演習場での訓練は、部隊の移動日程の事前通告なし、夜間訓練や初の小火器訓練などで、住民の被害や不安が増大していることから、訓練の拡大・固定化・秘密化をおこなわないこと	1、米軍の到着は公表しない。米軍から安全への配慮の要請があったことからそれをふまえ、H17北富士での訓練以降控えている。部隊規模は公表している。今後も可能な範囲で公表する。夜間訓練は安全につとめ自衛隊にとられている措置（使用時間など）をふまえ最小限にするようにする。小火器訓練は104号超え訓練を効果的実施のためH18.4から5演習場で実施している。矢臼別では昨年7月に地元の理解を得ている。
2、米軍機の移転訓練は実施しないこと。実施を強行する場合についても、地元・苫小牧市が求める訓練の1ヶ月以上前の事前通知は最低限守ること	2、H18からH19に5回実施している。今月、小松で6回目が予定されていたが米側の都合で中止された。事前通知は苫小牧、千歳から強い要請あり、できるだけ早期に伝えていきたい。しかし、米軍訓練だから難しい点はある。苫小牧のもとめる「1ヶ月以上前」は困難でできない。日米間で

<p>3、道内で相次いでいる民間空港への米軍機の離発着は、緊急時以外の使用を認めないこと。民間空港とあわせ、米艦船の道内港湾への寄港は、北海道の陸海空すべての基地化といえるものであり米兵による被害を全道に拡大させることになるので認めないこと</p>	<p>鋭意調整している。できるだけ通知したい。12月以降の計画については具体的に調整中。1月26日に地元と協定書を結んだ。これに基づき実施する。現時点では中止も延期も決定していない。</p> <p>3、この問題は防衛省として正面からこたえるものではない。防衛省は区域としては提供していないので。日米地位協定第5条では緊急時以外の米軍のアクセスも保障している。在日米軍の円滑化は安保条約でも重要。港湾についても空港と同様のアクセスが認められている。米兵被害の懸念は理解するが、港湾使用での米兵の事件は過去5年間ない。公共の安全に妥当な配慮を行い、民間使用に影響与えないように(外相が)調整しつつ使用を行う。</p>
--	--

厚生労働省

要求項目	回 答
<p>1、障害者自立支援制度について 〔制度全般、障害児について〕</p>	
<p>(1) 福祉サービス及び自立支援医療における「応益負担」は廃止すること</p>	<p>(1) 特別対策として最大9割まで激変緩和できる</p>
<p>(2) 地域生活支援事業の移動支援、コミュニケーション支援は無料にすること</p>	<p>(2) 自治体に従来の料金と比べ支障がないようにお願いしている。情報収集している。</p>
<p>(3) 障害程度区分については、障害者の様々な障害特性を踏まえて、一人ひとりが必要な支援を受ける事ができるように改善する事。また障害児にたいする障害程度区分は導入しないこと</p>	<p>(3) 関係意見をふまえ見直しを検討する。私的懇談会のなかで課題を整理する。</p>
<p>(4) 障害児施設の給食は、療育の一環であり負担をなくすこと</p>	<p>(4) 食育の観点が必要だが、在宅との公平性をはかる</p>
<p>(5) 補装具は成長期にある子どもの特性を考え応能負担とすること</p>	<p>(5) 成長にあわせて、調整可能な補装具の開発が進んでいるのでよく相談してほしい</p>
<p>(6) 障害児たちの居場所を確保するうえで、児童デイサービスの報酬単価を引き上げること</p>	<p>(6) 支援費制度のときから、高い報酬単価に設定し職員配置基準を厚くしている。</p>
<p>(7) 障害児の地域生活を支えてきた施設・事業所に対する報酬単価については、現行の日割り計算方式(日額現員払い)は見直すこと</p>	<p>(7) 日額払いにより利用しやすくなっている面もある。特別対策で従前収入の9割を保証、12日まで加算できる。割増設定をするなど施設の運営にも配慮している。</p>
<p>(8) ヘルパーの派遣職員化の原因になっている、低すぎる介護ヘルパーの報酬単価を引き上げること</p>	<p>(8) 介護保険と遜色ない</p>
<p>2、美唄労災病院と美唄市の医療体制について</p>	<p>2</p>
<p>(1) 国と労働者健康福祉機構は、道内せき損センターの役割を担っている美唄労災病院のせき損医療は存続・拡充する</p>	<p>(1) せき損医療の中核と認識しており、今後も継続する。今後の体制については検討中。そのために必要な医師確保をしていく</p>

こと。せき損医療にかかせないチーム医療体制を維持するための体制強化と、地域医療に貢献できる体制を確保するために、医師不足、看護師不足を解消すること。	
(2) 機構は、道と協議し来年4月以降、美唄労災、市立美唄病院の両病院の内科医を充足すること	(2)(1)を兼ねる
3、リンパ浮腫の治療に効果的がある、検査、診断、マッサージ、弾性スリーブ・ストッキングなど複合的理学療法にたいし、早期の保険適用をおこなうこと	3、中医協で改定の議論をしている。論点の一つに入っているので、結論をふまえて適切に対応したい
4、医療制度と国民健康保険事業について (1) 国保料収納割合による普通調整交付金減額措置は撤廃すること	4 (1) 適切な収納努力をうながすうえで必要。減額幅については見直しもおこなっている
(2) 乳幼児医療費助成などを理由としたペナルティは廃止すること	(2) 国の法令によって負担割合が決まっている。地方単独事業により医療費のびると国庫負担に不公平がでる
5、青年雇用問題 (1) 青年雇用の労働実態調査とあわせて、ネットカフェ難民など新たなホームレスの実態調査を都道府県ごとに実施すること	5 (1) 調査の予定はないが、あらゆる機会を通して把握したい
(2) ネットカフェ難民から脱出するために、職業紹介の機会を抜本的に増やし、蓄えのない若者でも職業訓練が受けられるように、訓練期間中の生活資金の援助制度をつくること	(2) 失業保険の需給期間中に職業訓練を受ける場合の費用補助がある。相談支援体制をつくり、相談や紹介をおこなっている。
(3) ハローワークなど雇用相談窓口の体制強化とあわせて、居住など生活面の相談が伴う青年労働者の自立を支援するために、自治体との連携システムを確立すること	(3) 能力開発を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする教育訓練給付制度があり、本人が教育訓練施設に支払った経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワークから支給することができる
(4) ハローワークが紹介する企業の労働実態を調査し、違法労働については改善を指導すること。非正規雇用労働者の社会保険加入促進をはかること	(4) 160万事業所のうち4分の1を調査している。道労働局と連携して派遣労働の重点的な事業所調査していきたい。
6、生活保護の冬季加算、生活扶助特別基準額(冬季薪炭費)を引き上げること。原油高騰による石油製品の高騰などにより生活必需品や灯油の値上げが相次ぐ中で、生保世帯への支援を強化すること	6、物価を含めた消費支出ののびにもとづき改定している。昭和58年以降、灯油価格は下落しているきにも引き上げている。。月3万5000円(札幌市)で17万9700円なので十分。20年改定で物価ののびに応じて改定される。
7、アスベスト労災認定の手続きの簡素化 (1) 石綿健康管理手帳制度について、建設自営業者(1人親方)等をも交付対象者とするなど手帳交付者をアスベスト	7、 (1) 長期間経過した場合は医学的に証明が難しい。権利を失った人を救済する法律であり周知につとめている。

<p>暴露経験者全体に拡大させること</p>	
<p>(2) 石綿救済法を改正し、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸肥厚を「指定疾病」に加えること。同法施行前の死亡者遺族の救済を法施行後3年までと制限せず、遺族の救済について改善すること。給付金額を労災補償と同等とするなど石綿被害者の救済範囲、救済内容を充実すること</p> <p>8、特別養護老人ホームの建て替え、建設に対する交付金対象は、ユニット型に限らず、複数部屋なども補助対象とすること</p>	<p>(2)(1)の回答と兼ねる</p> <p>8、ユニット化を推進しているが、小規模特別老人ホームについては、ユニット型を原則としつつ、地域の特別な事情にも配慮し、ユニット型以外の施設についても交付対象にできる取り扱いをしている</p>
<p>9、季節労働者の特例一時金を50日分にもどすこと。通年雇用促進支援事業に対する予算の大幅な増額と抜本的な改善をおこなうこと</p>	<p>9、通年雇用をめざすもので戻すことはできない。1年間の事業だが、見直す中で総合的な事業になる可能性がある。成果ふまえてみなおしたい。</p>

文部科学省

要求項目	回 答
<p>1、筑豊とあわせた「空知石炭遺産群」を、文化的遺産として位置付けて、その保存のために国として財政支援をおこなうこと。経済産業省が近代産業遺産群に認定する予定の北海道夕張市などの「空知石炭産業遺産」は、国内石炭産業の発展と歴史を後世に伝える貴重な文化的施設であるため</p>	<p>1、登録有形文化財としての申し出があり、基準に合致していれば、登録の可能性あります。</p>
<p>2、札幌市の戦争遺跡について</p> <p>(1) 札幌市の旧日本陸軍北部軍司令部防空指揮所は、近代史跡(軍事関係)として詳細調査の実施を求める同市の要請にもとづいて、取り壊し計画をいったん中止し、詳細調査を実施すること</p> <p>(2) 旧日本陸軍北部軍司令部防空指揮所(札幌市豊平区)は、「北の大本営」とよばれる貴重な戦争遺跡であり保存すること(宮内:北海道産業考古学会は重要だと指摘している。紙議員:重要さを指摘されているなかで、評価自体がかたまっていない史跡を壊してしまってもともともなくなる)</p>	<p>2</p> <p>(1) 詳細調査の50の遺跡には入っていない。追加ということになれば、同様のレベルのものを調査の追加選定はしない。むずかしい。</p> <p>(2) 札幌市は近代軍事史跡として記録保存は必要であり、お願いはした。今月中は記録保存する。</p>
<p>3、特別遅れている学校耐震化の促進のために、予算を増額すること(花岡道議:避難所になるべき学校の耐震化がすすんでいない。財政支援を)</p>	<p>3、6割程度、最重要 平成19年度から交付税措置を全国に拡大する。学校整備費全体で補正と19年度で2576億円を平成20年度は2258億円と倍増した。</p>

政府の原油高騰対策に

関わる緊急政府交渉

(12月26日)

参加者

国会議員団北海道事務所 宮内聡国会議員団北海道事務所長

札幌市議 宮川 潤、坂本恭子、村上仁

旭川市議 佐々木卓也

総務省

要求項目	回 答
1、政府は「寒冷地における生活困窮者対策」に関する特別交付税措置の具体的な内容を、すみやかにとりまとめ、周知徹底を急ぐ事	1、自治体が灯油代などを支援する半額を特別交付税で算定することを、昨日(25日)再度通知した
2、灯油購入費助成などの経費支出にたいする特別交付税措置を講じる地方自治体は、都道府県と政令指定都市、中核都市を含むすべての市町村とすること(政令の札幌市が単独で支援したときもか?)	2、自治体が一般財源から支援した場合に特別交付税で措置する。すべての自治体を対象とする。たとえば支援総額のうち、半額を北海道、半額を市町村が補助した場合、それぞれの負担分の半額を措置する。(札幌市の場合も国から直接半額を交付税でみる)
3、寒冷地における生活困窮者対策の財源は、特別交付税のほか、補正予算もふくめた財政措置も検討すること (宮川:世帯当り福祉灯油は上限1万円との報道があるが、半額の交付税措置に上限があるのか? / 宮内:後から上限が定められれば自治体にとって困ることになるが?)(特別交付税の追加、再度の補正予算化が必要だ)	3、補正について総務省として回答できない (上限は定めていない。あとから上限を決めることもない)
4、生活困窮者対策にとどまらず、地域振興のために自治体を実施する燃油負担軽減	4、緊急的な自治体のとりくみについては、幅広く対象とする。

<p>減策にたいし、特別交付税や補正予算において支援を講ずること。</p> <p>(紙:たとえばハウス経営で負担増の農家に自治体が支援した場合はどうか。支援策が広がった場合の財源の見通しはどうか)(佐々木:自治体の負担が莫大、老人保健施設の燃料代などで厚生労働省と話し合いは進んでいるのか)</p> <p>(坂本:交付税が満額くるかどうか)</p> <p>5、地方自治体が生活保護世帯にたいして灯油購入費助成をおこなう場合について、特別交付税措置の対象とすること</p> <p>6、財政再建団体であり高齢化率が全国一高い市である夕張市において、福祉灯油制度の実施を国が支援すること(宮内:他の自治体と同じようにできない。特別な支援や相談にのることが必要)</p>	<p>((ハウス経営で負担増の農家に自治体が支援した場合も)特別交付税で措置できる。特交の総枠は決まっている。約1兆円。すでに12月に4000億円を交付。他の部分を圧縮しないとけない。最終的な総枠は今後の判断となる)(対策とりまとめは内閣官房でありわからない)</p> <p>(1月中旬までに自治体から事業内容や予算額をあげてもら。それとともに算定作業をすすめ3月に交付される)</p> <p>5、生活保護を含めるかどうかは、自治体の判断である。総務省としては除外していない。</p> <p>6、自治体がおこなえば対象である。(相談があれば応じる。再建計画に支障がないと担当部門で判断できるかどうか。いろんなメニューが再建のなかで制約をうけるのはいたしかたない)</p>
---	--

厚生労働省

要求項目	回 答
<p>生活保護の冬期加算を10月から4月までに拡大するなど、原油高騰対策に呼応して拡充をおこなうこと</p> <p>(宮内:年1900リットル使う北海道では、値上がり前の02年より8万円増。この分をどうして対応できるのか)</p> <p>(佐々木:昭和57年の第2次オイルショック前より、現在の灯油代は高い。当時、生活保護世帯に3000円を出した。その生保世帯と同じ負担を被る低所得層にたいし自治体が福祉灯油を実施したのがもともとの始まり。同じ措置を厚労</p>	<p>札幌市の場合、11月~3月で約20万円(4人世帯)支給しており、現行で対応できると考えている。拡大は困難。</p> <p>(消費全体の伸びを反映している昭和58年とくらべても35%改善されている)</p> <p>(積算根拠、内訳というのではなく生活扶助としておさえている。過去の実績についても自治体から生活扶助全体の額を調査しており、把握していない)</p>

<p>省もおこなうべき。対応できるというが、冬期加算には、冬期にかかる燃油代に加え、靴や被服などもろもろあるが内訳はない。積算根拠はどうなっているのか？)</p> <p>(大門議員：冬期加算の実績すら抑えられていないのは問題)</p>	
---	--

農林水産省

要求項目	回 答
<p>漁業用、農業用燃油の減免・拡充などについて</p> <p>1、船外機に使用される漁業用ガソリンについては、免税措置など軽減をはかること。現行にある、漁業に使用される軽油引取税の免税措置と同様の仕組みをつくること</p> <p>(宮内：どれだけ漁港用道路に使われているのか)</p> <p>2、自治体を実施する漁業者への燃油負担軽減策及び漁業団体などが実施する負担軽減策にたいし、特別交付税や補正予算において支援を講ずること</p> <p>3、省エネにかかわる施設・設備を導入する漁業者にたいし、借入資金の一部助成や利子補給などの財政支援をおこなうこと。漁業系統燃油について遠隔地差額への支援をおこなうこと</p> <p>4、石油製品の価格高騰で打撃をうけているハウス農家、酪農生産者など農業生産者への支援を強化すること</p>	<p>1、車に転用できる。財政当局は脱税させないように仕分けは難しいといている。脱税監視にかかるコストとの兼ね合いがある。ガソリン税は漁港関連道路に使われている。減免は困難。</p> <p>(身代わり税としての道路財源は、平成19年は7億2000万円、10年前の平成9年は42億円。整備が一定進んで、道路を作りたいという要望は少ない)</p> <p>2、今回の対策で自治体がおこなう農林漁業者にたいする対策も特別交付税の措置の対象となる。自治体がどういう事業を予定しているのか総務省が聞き取りをするので、その結果をみて考えていく。燃油負担軽減策に特別交付税で対応する検討はしている。燃油を安くしてほしいというのはハードルが高く困難</p> <p>3、102億円の基金をつくり省エネへの支援をする。省エネの設備についてはこの対策で直接補償できるかもしれないが、遠隔地差額については要望として理解できるものの、他産業との関連から踏み込めなかった。</p> <p>4、強い農業交付金のメニューに追加した。家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業は、ハウス用について半額補助する。</p>

経済産業省

要求項目	回 答
<p>「離島、寒冷地対策」について</p> <p>1、離島では、石油製品の高騰に加えて「離島価格」が、燃油の価格を大きく押し上げていることから、灯油、ガソリンなど生活必需品や暮らしに欠かせない石油製品の離島価格解消につとめること</p> <p>2、灯油やガソリンなどの販売店への卸値については、輸送距離や取扱量の格差によって価格差が拡大することのないように、メーカーを指導し格差縮小をおこなうこと</p> <p>3、中小業者支援や離島振興など地域振興のために自治体を実施する、燃油負担軽減策にたいし、特別交付税や補正予算において支援を講ずること</p>	<p>1、20～30円高い。販売店のコスト高、競争が働かない、輸送コストがかかる一ことが原因。ガソリン価格に規制はない。メーカーと販売店が、勘案して価格をつける。平時に価格指導はできない。</p> <p>2、合理的な価格差を説明できるように指導している</p> <p>3、島の販売店が協同してローリー、タンクなどを作れば支援する。今年度は信用保証の積み増しを70億円おこなったが、このうち10億円は離島分である。</p>

〔作成〕 日本共産党国会議員団北海道事務所

〒060-0051 北海道札幌市中央区南1条東4丁目

Tel 011-261-0786

fax 011-251-5408